

諮問第1号 印西市国民健康保険出産費貸付基金条例を廃止する条例の制定について

1 提案内容

出産育児一時金の直接支払制度の定着により、出産費用に係る被保険者負担が軽減されたことに伴い、印西市国民健康保険出産費貸付制度を廃止し、同時に基金条例も廃止するもの。

※出産育児一時金の支給

印西市国民健康保険の被保険者が出産したときは、出産育児一時金として50万円を支給。(ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したときは、48万8千円)

2 貸付制度の経緯

直接支払制度が開始される前は、被保険者が出産した際は、まず被保険者が医療機関に分娩費用等の全額を支払い、その後、被保険者からの申請により、市が被保険者に対して出産育児一時金を支給していました。

そのため市では、被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、平成16年に「印西市国民健康保険出産費貸付基金条例」(平成16年3月26日条例第3号)により基金を設置し、出産育児一時金の100分の80に相当する額を限度として、貸し付ける制度が制定されました。

その後、平成21年10月に市から医療機関等へ出産育児一時金を直接支払う「直接支払制度」が導入され、被保険者が医療機関等へ支払う分娩費用等の窓口負担が出産育児一時金の金額を超えた分のみの支払いで済むようになりました。

「直接支払制度」における窓口負担の軽減制度が充実したことにより、平成26年度以降、貸付実績がありません。

3 廃止に係る条例の施行日

令和7年3月31日

※基金残高処分日は、令和7年3月31日

※印西市国民健康保険出産費貸付基金条例施行規則(平成16年3月26日規則第4号)も同日付けで廃止。

4 廃止に伴う基金の処分

基金残高200万円については一般会計に繰入れ予定。